

全国ぷれジョブ連絡協議会を 法人にする意味について

～ぷれジョブは地域に共創社会を創る活動～

ふれジョブと社団法人ふれジョブの関係

- ▶ 一般社団法人ふれジョブの目的
- ▶ ふれジョブの理念に基づいて全国各地で実施されているふれジョブ活動及び新たに実施しようとするふれジョブ活動を支援すること
- ▶ 各地域のふれジョブ活動相互の連絡調整を行うことにより、ふれジョブの理念を全国の地域社会に広げ、これを定着させ、次世代に継承すること

®の意味

- ▶ ®は、商標登録がされていること（商慣習）
- ▶ 商標登録されていないものには、この®マークは使えない。
- ▶ ®は、【ぷれジョブの理念】を守るためのもの
- ▶ 法人化は、人が変わっても、時代が変わっても、ここにある【ぷれジョブの理念】を守るためのもの
- ▶ 【ぷれジョブの理念】を大切にしたいと思う人が集まって、このぷれジョブの場（法人）に与贈することによって、成り立つ法人
- ▶ 【ぷれジョブの理念】に沿った活動は「ぷれジョブ®」を使うことができる。
- ▶ 【ぷれジョブの理念】に沿わない活動は「ぷれジョブ」の名称を使用できない

ふれジョブの理念

- ▶ 小学5年生から高校3年生までの**障害のある子ども**（重度の障害のある子どもも対象にして排除しない）が**保護者から離れる時間を積み上げて、**
- ▶ 地域住民の**無償の協力**を得て、
- ▶ **原則、毎週1回1時間**程度、
- ▶ **地域の職場での6か月間**のジョブを**小5から高3**まで続けて
- ▶ **月1回の定例会**を行う方法により、
- ▶ 能力の有無、程度にかかわらず、人間が本来持っている価値やすばらしさに住民が気づく。そして、障害のある子どもは地域になじみ、地域住民は障害のある子どもになじみ、長く続けることで、**居住地域から分離せず、多様な人々がゆるくつながり、**
- ▶ **障害の有無にかかわらず、共に生きていくことのできる共創社会を実現していく**
- ▶ のがふれジョブである。

共創社会とは？

- ▶ 2017年3月 共創学会設立記念大会
- ▶ 設立趣旨の中で、「**根源的多様性と対等性**に裏打ちされた共創のコミュニケーション」「“する・される”関係から**“共にある”関係**へ、さらに**“共になる”**関係へとコミュニケーションが深化していくこと」
- ▶ をうたっています。
- ▶ 共創とは、立場や考え方や、異質の他者と感じられる人々が、それぞれが独自に異なったままで、お互いにこれを受け入れて、共存していくこと
- ▶ 障害があれば障害があるままでよい、あるがままでよい、**お互いにあるがままでよいとして、お互いがつながることのできる社会**が共創社会

障害者権利条約17条と共創社会

- ▶ 障害者権利条約第17条
- ▶ 全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、**その心身がそのままの状態**で尊重される権利を有する。（日本政府公定訳）
- ▶ Every person with disabilities has a right to respect for his or her physical and mental **integrity** on an equal basis with others.
- ▶
- ▶ Integer 完全無欠の 何も手で触れられていない 正直な
- ▶ 障害を持った人も、持たない人も、そのままで完全無欠だということ
- ▶ 人は、1人ひとり個性を持っていて、1人ひとりがあるがままの状態である完全であり、尊重されなければならないこと
- ▶ 障害者一人一人がそのような存在として尊重される社会 = 共創社会

今、求められているものは？

- ▶ 共創社会の実現のためには、
- ▶ ぷれジョブの場に、一人ひとりが無償で何かを与えること、そうすることで、場が自己組織され、そこに共創的な状態が生まれる。
- ▶ 共創的な状態とは、一人ひとりが、差別なく一人の人間としてその場に生き生きとして存在している状態
- ▶ 一人ひとりが異なるままで、つながるためには、自分にできることを誰かのためにすること、自発的に自らの意思で参加することが大切
- ▶ 誰かのために何かをすること = 与贈と呼ぶ。お互いにそうすることで、そこに与贈の循環が生じる。
- ▶ 「一般社団法人ぷれジョブ」は、与贈循環によって維持される法人